

へ參拜し給ひて、夫より彼所に至り、禮服にて田に入給ひて、三鋤すき給ふ、諸大臣以下一同に是をすく、秋に至て此米を祖廟に備へられ、諸臣に神酒を賜はる、彼田地は佐藤文四郎願の趣に依て預られ、君の代として自耕作す、其實入殊よ宣し、○中人々蓑笠にて鋤鍬を持て山野に趣き、○略

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事 服飾之部

諸役人万石以上以降小身之旗本○中略

天明の末、節儉の令一たび出て、忽服飾を變じ、○中網代の笠をかぶり、合羽はさいみ木綿などにして造り著るものあり、一きわ當世めきたるは、蓑を著て御城内を行かふさまいといかめしく見ゆ、○略

〔一話一言二十八〕寛政八辰年十二月、勢州津堀川町福田氏手紙寫、○中

爰に二三ヶ國を領し給ふ御大家の領主あり、近年御領下困窮に付、○中又々工夫をいたし、十八万之内にて別て困窮之在所三拾貳ヶ村へ、地平均申付候まゝ、是は其村之惣高を御上へ不殘召上られ、百姓貧福を不分甲乙なしに平し、田畠割合に作らせらる、趣被仰出候處甚以百姓方上下とも歸服不仕、依之大庄やを以て願出といへども、御聞濟なく日を送り候處頃は極月廿六日夜、南之方七八里山中より出たりと見へて、百姓數多蓑笠にて、竹鎧やうの物を持、御城下近き南之山にてかゞり火を燒、近郷之村々同心し、出よ／＼と呼はり廻り、若出ずんば、村端より火を付、燒拂はんとの、しり歩く故無是非蓑笠著し、一統に出來りしかば、人數は時之間雲霞の如く集

り、○中

落首略○中 身の上と玄らで寄くる蓑かぶりみのきてかへれ玄やくは西なり

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任冊三人○中

御笠縫内人無位郡乙淨麻呂